## 随意契約理由書

工事名称: 南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター 2系No. 2汚水ポ

ンプ補修工事

工事場所: 貝塚市二色南町地内

本工事は、中部水みらいセンターに設置されている汚水ポンプについて、軸封水部の無注水化を行い、軸封水系統の故障等で汚水ポンプが運転不能になる事態を防止するために補修を行うものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・ 製作されたものである。

従って本工事を実施するには、当該ポンプを無注水化するための設計、製作技術に関する知見として、ポンプ軸受け部の構造を熟知している必要があるため、 他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施 した株式会社石垣のサービス(補修工事)専任会社である石垣メンテナンス株式 会社大阪支店以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格 が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 の規定により、同者と随意契約を行うものである。